

広島市告示（東区）第78号

平成20年6月13日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成20年6月13日から平成20年6月27日まで東区建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	東2区 98号線	東区戸坂数甲二丁目2345番地1地先から 東区戸坂数甲二丁目2348番地1地先まで	平成20年 6月13日
市道	東3区 91号線	東区中山東二丁目2134番地地先から 東区中山東二丁目2140番地1地先まで	平成20年 6月13日
市道	東3区 94号線	東区矢賀六丁目157番地1地先から 東区温品一丁目1121番地1地先まで	平成20年 6月13日

広島市告示（東区）第79号

平成20年6月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（東区）第80号

平成20年6月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（東区）第81号

平成20年6月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示

示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（東区）第82号

平成20年6月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（東区）第83号

平成20年6月26日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和54年広島市条例第65号）第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（南区）第89号

平成20年6月3日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、南区役所市民部保険年金課区納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

1 解除を受けた区分任出納員

南区役所市民部保険年金課

嘱託員 山下 通文

2 解除させた事務

(1) 国民健康保険料及び介護保険料並びにこれらに係る延滞金の収納

(2) 国民健康保険療養給付費、療養費の誤払過渡返還金及び納付金並びにこれらに係る延滞金の収納

3 解除年月日

平成20年6月1日

広島市告示（南区）第90号

平成20年6月3日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、南区役所市民部保険年金課区納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定によ

り告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 委任を受けた区分任出納員
南区役所市民部保険年金課
嘱託員 石川 文伸
嘱託員 栗山 和也
- 2 委任させた事務
 - (1) 国民健康保険料及び介護保険料並びにこれらに係る延滞金の収納
 - (2) 国民健康保険療養給付費、療養費の誤払過渡返還金及び納付金並びにこれらに係る延滞金の収納
- 3 委任年月日
平成 2 0 年 6 月 2 日

広島市告示（南区）第 9 1 号
平成 2 0 年 6 月 6 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第 9 2 号
平成 2 0 年 6 月 6 日

広島駅南口第三 A、第三 B 及び第五自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、6 月 5 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示（南区）第 9 3 号
平成 2 0 年 6 月 1 1 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第 9 4 号
平成 2 0 年 6 月 1 3 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 1 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第 9 5 号
平成 2 0 年 6 月 1 3 日

青崎一丁目駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、6 月 1 2 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、1 か月間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示（南区）第 9 6 号
平成 2 0 年 6 月 1 6 日

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 4 号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、南区建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 指定番号
第 1 号
- 2 指定年月日
平成 2 0 年 6 月 1 6 日
- 3 路線名
 - (1) 東雲線
 - (2) 南 3 区 1 7 9 号線
- 4 道路の位置
 - (1) 起点 広島市南区東雲三丁目 1 6 9 1
終点 広島市南区東雲三丁目 1 6 9 2
 - (2) 起点 広島市南区東雲三丁目 1 6 9 1
終点 広島市南区東雲三丁目 1 6 9 2
- 5 道路の幅員
 - (1) 2 7 m
 - (2) 1 1 m
- 6 道路の延長
 - (1) 5 5 m
 - (2) 2 5 m

広島市告示（南区）第 9 7 号
平成 2 0 年 6 月 1 7 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第 9 8 号
平成 2 0 年 6 月 2 4 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

広島市告示（南区）第99号

平成20年6月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

広島市告示（南区）第100号

平成20年6月24日

天神川駅南駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、6月23日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、1か月間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉忠利

下記 略

広島市告示（南区）第101号

平成20年6月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

広島市告示（南区）第102号

平成20年6月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

広島市告示（西区）第77号

平成20年6月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

広島市告示（西区）第78号

平成20年6月2日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、5月30日に西部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉忠利

別紙 略

広島市告示（西区）第79号

平成20年6月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

広島市告示（西区）第80号

平成20年6月4日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、6月2日に西部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉忠利

別紙 略

広島市告示（西区）第81号

平成20年6月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

広島市告示（西区）第82号

平成20年6月9日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、6月6日に西部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉忠利

別紙 略

広島市告示（西区）第 83 号

平成 20 年 6 月 9 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 46 第 4 項の規定に基づき、西区役所市民部保険年金課区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 解除を受けた区分任出納員
西区役所市民部保険年金課
嘱託員 内 島 勝
嘱託員 角 幸恵
- 2 解除させた事務
(1) 国民健康保険料及び介護保険料並びにこれらに係る延滞金の収納
(2) 国民健康保険療養給付費及び療養費の誤払過渡返還金及び給付金並びにこれらに係る延滞金の収納
- 3 解除年月日
平成 20 年 6 月 1 日

広島市告示（西区）第 84 号

平成 20 年 6 月 9 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 46 第 4 項の規定に基づき、西区役所市民部保険年金課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 委任を受けた区分任出納員
西区役所市民部保険年金課
嘱託員 宇田川 久美子
嘱託員 平本 法子
- 2 委任させた事務
(1) 国民健康保険料及び介護保険料並びにこれらに係る延滞金の収納
(2) 国民健康保険療養給付費及び療養費の誤払過渡返還金及び給付金並びにこれらに係る延滞金の収納
- 3 委任年月日
平成 20 年 6 月 2 日

広島市告示（西区）第 85 号

平成 20 年 6 月 10 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 7 条第 2 項及び第 4 項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和 54 年広島市条例第 65 号）第 17 条の 2 の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（西区）第 86 号

平成 20 年 6 月 13 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（西区）第 87 号

平成 20 年 6 月 13 日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、6 月 12 日に西部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

別紙 略

広島市告示（西区）第 88 号

平成 20 年 6 月 16 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（西区）第 89 号

平成 20 年 6 月 18 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（西区）第 90 号

平成 20 年 6 月 18 日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、6 月 17 日に西部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

別紙 略

広島市告示（西区）第 91 号

平成 20 年 6 月 25 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

広島市告示（西区）第92号

平成20年6月25日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、6月24日に西部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉忠利

別紙 略

広島市告示（西区）第93号

平成20年6月27日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和54年広島市条例第65号）第17条の2の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（西区）第94号

平成20年6月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

広島市告示（安佐南区）第71号

平成20年6月3日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成20年6月3日から同年6月17日まで広島市安佐南区農林建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	(メートル) 幅員	(メートル) 延長
	安佐南	広島市安佐南区八木三丁目5867	旧	3.71	24.62

市道	1区 82号 線	番地7地先から 広島市安佐南区八木三丁目5884 番地4地先まで	新	6.00	24.62
	安佐南 2区 629 号線	広島市安佐南区高取北一丁目130 番地先から 広島市安佐南区高取北一丁目132 番地先まで	旧	1.90	58.50
			新	2.30 ～ 4.00	58.50

広島市告示（安佐南区）第72号

平成20年6月3日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成20年6月3日から同年6月17日まで広島市安佐南区農林建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐南1区 82号線	広島市安佐南区八木三丁目5867番地7地先から 広島市安佐南区八木三丁目5884番地4地先まで	平成20年 6月3日
	安佐南2区 629号線	広島市安佐南区高取北一丁目130番地先から 広島市安佐南区高取北一丁目132番地先まで	

広島市告示（安佐南区）第73号

平成20年6月3日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 秋葉忠利

- 1 指定番号 第5号
- 2 指定年月日 平成20年6月3日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区緑井八丁目387番2の一部、389番1の一部、389番2の一部、389番3の一部、389番2地先水路、389番2地先里道、389番3地先水路、389番3地先里道
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20m
延長 9.75m

広島市告示（安佐南区）第 74 号

平成 20 年 6 月 5 日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は、平成 20 年 6 月 5 日から平成 20 年 6 月 19 日まで、広島市安佐南区役所農林建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

区分	水 路 名	所 在（起点及び終点）
水路	K4-E4-お-9-38-39号水路	安佐南区沼田町大字大塚字観音2138番1地先から 同 2138番1地先まで

広島市告示（安佐南区）第 75 号

平成 20 年 6 月 16 日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は、平成 20 年 6 月 16 日から平成 20 年 6 月 30 日まで、広島市安佐南区役所農林建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

区分	水 路 名	所 在（起点及び終点）
水路	K3-E1-や-5-4-16号水路	安佐南区八木五丁目2096番5地先から 同 2096番4地先まで

広島市告示（安佐南区）第 76 号

平成 20 年 6 月 16 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成 20 年 6 月 16 日から平成 20 年 6 月 30 日まで、広島市安佐南区役所農林建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

区分	新旧別	路線名等	所 在（起点及び終点）
里道	旧	安佐南1区345号里道	安佐南区八木五丁目2086番2地先から 同 2086番1地先まで
			安佐南区八木五丁目2086

新	安佐南1区345号里道	番2地先から 同 2086番3地先まで
---	-------------	------------------------

広島市告示（安佐南区）第 77 号

平成 20 年 6 月 16 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成 20 年 6 月 16 日から平成 20 年 6 月 30 日まで、広島市安佐南区役所農林建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

区分	路線名等	所 在（起点及び終点）
里道	安佐南1区361号里道	安佐南区八木五丁目2096番5地先から 同 2096番4地先まで

広島市告示（安佐南区）第 78 号

平成 20 年 6 月 16 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成 20 年 6 月 16 日から平成 20 年 6 月 30 日まで、広島市安佐南区役所農林建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

区分	路線名等	所 在（起点及び終点）
里道	安佐南2区259号里道	安佐南区上安三丁目1173番2地先から 同 1173番2地先まで

広島市告示（安佐南区）第 79 号

平成 20 年 6 月 24 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり廃止しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 廃止番号 第 6 号
- 2 廃止年月日 平成 20 年 6 月 24 日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区緑井二丁目 1938 番 1 の一